委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年12月18日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	大阪府
3. 市区町村名	
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番 号	113-1-1(2)
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.pref.osaka.lg.jp/kyoishisetsu/furitukoukou/index.html

執行機関名

知事等(教育委員会)が行う高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せてその他の給付等を実施している事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	高等学校等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第二条各号(第三号を除く。)に掲げるもの(国立及び公立(公立大学法人大阪府立大学の設置するものを除く。)のものに限る。)をいう。)への就学に要する経費の支弁に関する事務であって規則で定めるもの(家計急変支援事業)
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基 づき定める条例の名称及び ①の該当部分		大阪府行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例別表 第四の項 高等学校等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律第二条各号(第三号を除く。)に掲げるもの(国立及び公立(公立大学法人大阪府立大学の設置するものを除く。)のものに限る。)をいう。)への就学に要する経費の支弁に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号) 第1条	高等学校等修学支援事業費補助金(家計急変世帯への支援)交付要綱 第2条、 第3条

⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、 <u>高等学校等の生徒等</u> がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって <u>教育の機会均等</u> に寄与することを目的とする。	高等学校等修学支援事業費補助金(家計急変世帯への支援)交付要綱第2条 この補助金は、地方公共団体が行う高等学校等に係る家計急変世帯への支援事業に対して、国がその経費を補助することにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。 第3条 文部科学大臣は、地方公共団体が高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号。以下「法」という。)第2条に規定する高等学校等(国、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人及び国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人の設置する学校並びに私立高等学校等経常費助成費補助金(授業料減免事業支援特別経費)の象となる私立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を除く。)の生徒等であって、次の各号の全てに該当する者に対して、家計急変世帯への支援として実施した授業料減免措置(以下「補助事業」)に要した経費について、予算の範囲内で補助する。
⑦独自利用事務の関連規範		高等学校等修学支援事業費補助金(家計急変世帯への支援)交付要綱 大阪府立学校の授業料等に関する規則 高等学校の授業料の免除に関する取扱要領